許可番号　第０７４２０００９３５６号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　　広島県呉市広多賀谷一丁目９番３０号

氏　名　　株式会社　こっこー
代表取締役　槙岡　達真

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第１項の許可を受けた者であることを証する。

呉市長　新原　芳明

環境政策課専用

許可の年月日　令和２年７月９日

許可の有効年月日　令和７年７月８日

１．事業の範囲
事業の区分
中間処理（破砕，選別，油水分離，圧縮，切断）
産業廃棄物の種類
【破砕(1)】
・廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）（廃プリント配線板，廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）
・金属くず（廃蛍光管に限る。）（廃プリント配線板，鉛蓄電池の電極，鉛製の管又は板，廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）
・ガラスくず（廃蛍光管に限る。）（廃ブラウン管，廃石膏ボード，廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）
【破砕(2)】
・ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃容器包装を含み，廃ブラウン管，廃石膏ボード及び自動車等破砕物を除く。）
【選別】
・汚泥（廃乾電池に限る。）（判定基準に適合しないものを除く。）
・金属くず（廃乾電池に限る。）（廃プリント配線板，鉛蓄電池の電極，鉛製の管又は板，廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）
【油水分離】
・廃油
【圧縮】
・廃プラスチック類（廃プリント配線板及び廃容器包装を含み，自動車等破砕物を除く。）
・金属くず（廃プリント配線板，廃容器包装を含み，鉛蓄電池の電極，鉛製の管又は板及び自動車等破砕物を除く。）
・ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃容器包装を含み，廃ブラウン管，廃石膏ボード及び自動車等破砕物を除く。）
【切断】
・廃プラスチック類（廃プリント配線板及び廃容器包装を含み，自動車等破砕物を除く。）
・金属くず（廃プリント配線板，廃容器包装を含み，鉛蓄電池の電極，鉛製の管又は板及び自動車等破砕物を除く。）
・ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃容器包装を含み，廃ブラウン管，廃石膏ボード及び自動車等破砕物を除く。）
（これらのうち，水銀使用製品産業廃棄物を含み，石綿含有産業廃棄物，水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

２．事業の用に供するすべての施設
裏面記載のとおり

３．許可の条件
余　白

４．許可の更新又は変更の状況
令和２年７月２２日　更新許可
令和３年３月９日　変更届出（破砕施設の入れ替え）

５．規則第１０条の４第５項の規定による許可証の提出の有無　~~有~~・無

複写禁止

【裏面】許可番号　第０７４２０００９３５６号

２．事業の用に供するすべての処理施設

(1) 中間処理施設

設置場所　呉市昭和町１１番１号（日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区内）

施設の種類	廃棄物の種類	処理能力	設置年月日	許可年月日及び許可番号
油水分離施設	廃油	２０㎥/日	平成8年1月20日	平成7年6月21日 呉 2051021 号

設置場所　呉市広多賀谷一丁目９番３０号

施設の種類	廃棄物の種類	処理能力	設置年月日	許可年月日及び許可番号
破砕施設(1)	廃プラスチック類， 金属くず，ガラスくず （廃蛍光管に限る。）	４．８ｔ／日	令和3年3月1日	――――
破砕施設(2)	ガラスくず，コンクリートくず 及び陶磁器くず	７ｔ／日	平成22年5月28日	――――
選別施設	汚泥，金属くず （廃乾電池に限る。）	３６０ｋｇ／時	平成16年3月31日	――――
圧縮施設	廃プラスチック類，金属くず， ガラスくず，コンクリートくず 及び陶磁器くず	１１ｔ／日	昭和49年6月28日	――――
切断施設	廃プラスチック類，金属くず， ガラスくず，コンクリートくず 及び陶磁器くず	８７ｔ／日	平成23年11月1日	――――

(2) 保管施設（処理前）

所在地	廃棄物の種類	面積	保管上限	積み上げ高さ
呉市昭和町１１番１号 日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区内	廃油	７㎡	２５㎥	屋内保管
呉市広多賀谷一丁目９番３０号	廃プラスチック類，金属くず， ガラスくず（廃蛍光管に限る。）	１８㎡	１２㎥	屋内保管
	ガラスくず， コンクリートくず及び陶磁器くず	２０㎡	１２㎥	屋内保管
	汚泥，金属くず（廃乾電池に限る）	４．５㎡	２．５㎥	屋内保管
	廃プラスチック類，金属くず，ガラスくず， コンクリートくず及び陶磁器くず	３４．２㎡	３４㎥	屋内保管
	廃プラスチック類，金属くず，ガラスくず， コンクリートくず及び陶磁器くず	２１㎡	２４㎥	屋内保管

以下余白

複写禁止